

流域治水政策は全ての浸水源を一体化 『地先の安全度』 づくりがまず基本

～暮らしの舞台、生活者視点からの水害リスク評価～

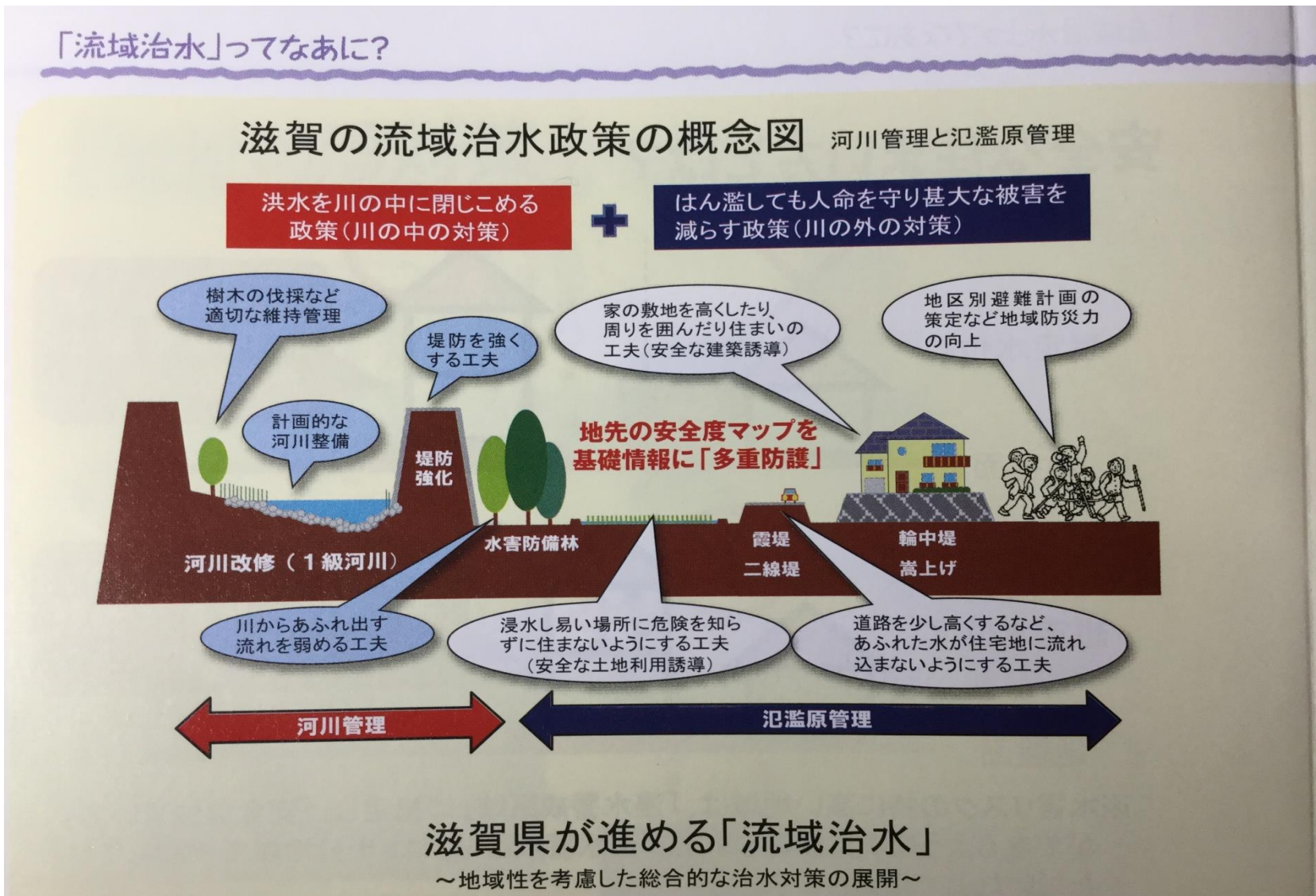
- 流域やはん濫原での対策(まちづくり等)もあわせた治水を検討する場合、「河川施設ごとの(治水)安全度」ではなく、暮らしの舞台である「地先の安全度」を調べておく必要がある。サービス供給側ではなく被害を受ける被災者、生活者、事業者視点からの防災・減災視点。

(「地先の安全度」の調査にあたって)

- 生活圏である流域・はん濫原を取り巻く、河川や水路からの複合的なはん濫を考慮する。(個別省庁部局別の縦割りではなく、横串政策)
- 小さな洪水(10年に一回程度)から、最大級の洪水(200年以上に一回程度)まで、さまざまな状況を想定しておく。



川の中だけでなく、川の外でも多重防護



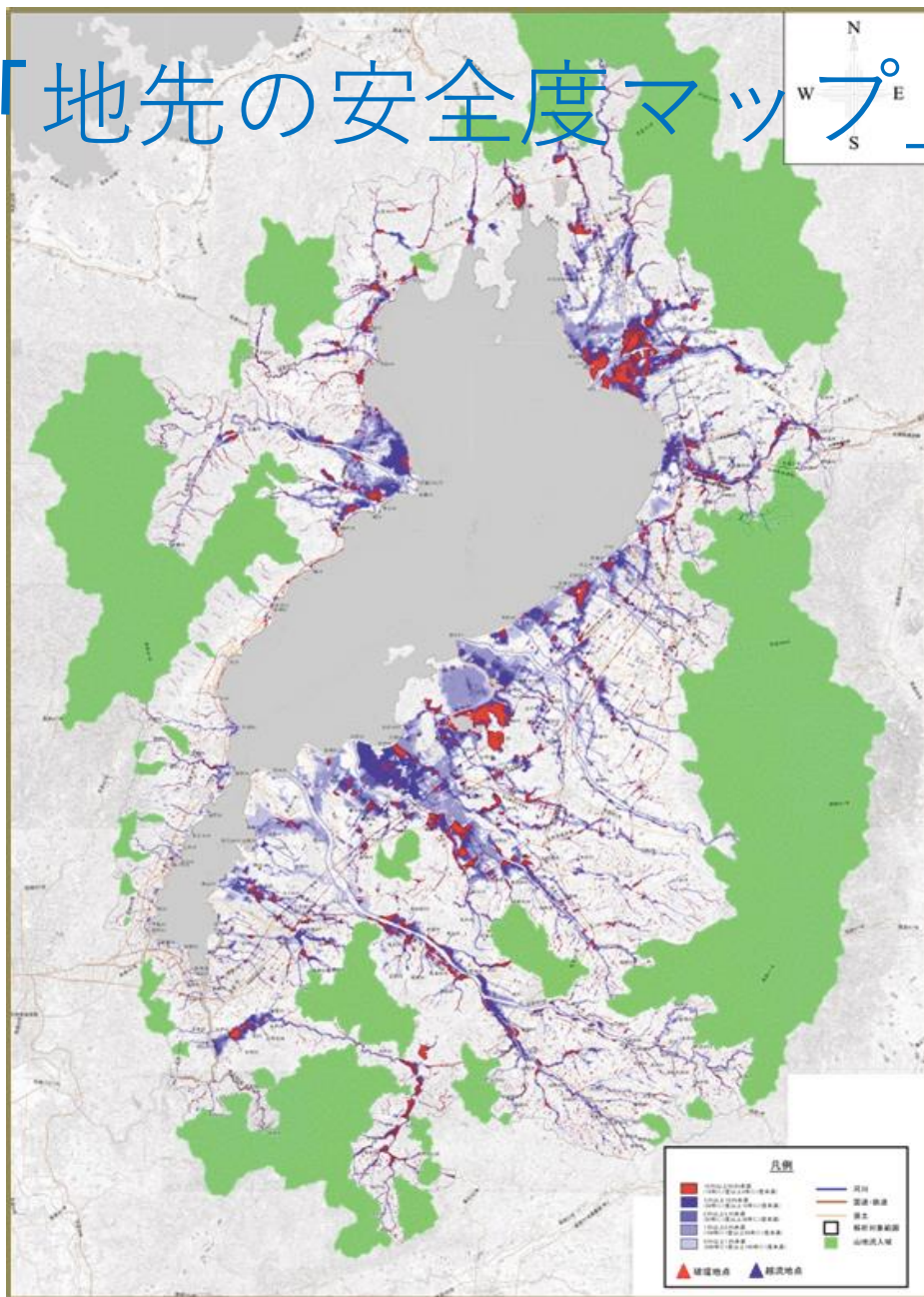
「地先の安全度マップ」の公表をめぐるって

・2006年から2014年まで条例制定にはまる8年かかった。その理由は？

①地先の安全度マップを技術的、データの的に整備するのに数年。

②マップの公表にむけて、県議会や地元からの反発、「地価が下がる」「私有財産の利用制限は憲法違反では？」③一生に一度、家を買えるかどうかという新住民の立場から、リスクを知らせないのは行政の不作為と説明、理解を得る。

④200年確率の雨で3メートル以上浸水する地域は50地区、1800世帯であり、この地域住民に知事が膝詰めで何度も説明にい



Mountain area
(Zone1)

滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した**多重防護**の治水対策～

人命
最優先



ちっまいくん

滋賀県流域治水条例の目的
1. どのような洪水でも、人の命を守る(最優先)
2. 床上浸水など生活再建が難しくなる被害を避ける



ながす



基幹的対策

河川の改修工事、適正な維持管理

そなえる



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

4つの対策を総合的に実施

ためる



グラウンドや森林などでの雨水貯留

とどめる



宅地の嵩上げ、土地利用規制

とどめるくいでも治水

先人の知恵

- 特性に応じた土地利用



水がたまりやすく、用水が確保しやすい土地は水田として利用

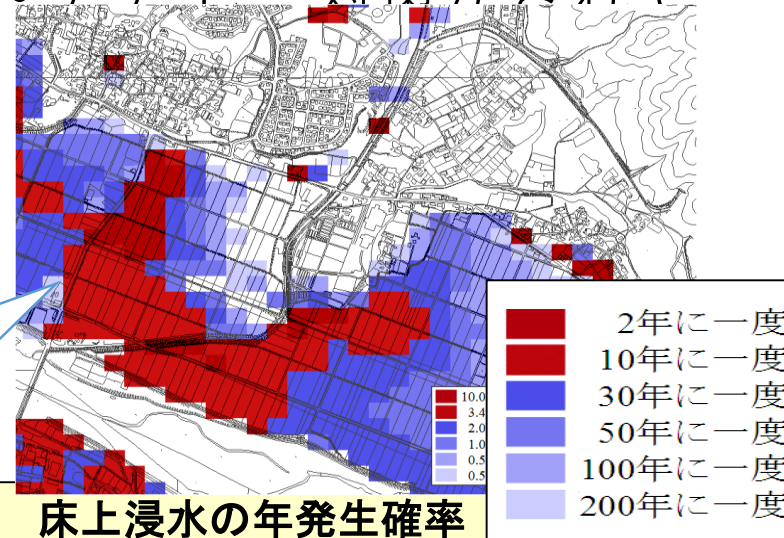
堤防沿いの高台は住宅

「地先の安全度マップ」を都市計画法施行令第8条の関連通達の運用に活用

滋賀県流域治水条例(第24条)

- 10年確率の降雨（時間雨量50mm、24時間170mm）の際に50cm以上の浸水が予想される区域は、新たに市街化区域には含めない。

- ただし 対策がされて



とどめる~~る~~づくりでも治水

先人の知恵

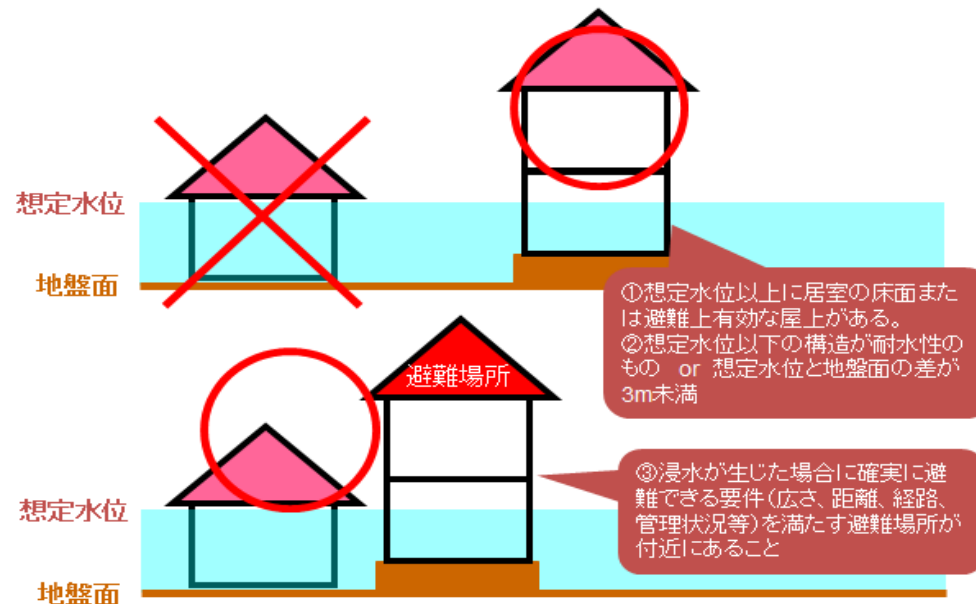
- 住宅の嵩上げ



↑京都市防災マップより

滋賀県流域治水条例(第13~23条)

- 知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造を



建築規制とは、知事が①~③を確認する制度のことです。

そなえる | でも治水

先人の知恵

- 災いをやり過ごす知恵の伝承



ガードレールがないので、浸水時は水路に落ちる危険があるなあ…
(近江八幡市馬淵小学校 4年生)

滋賀県流域治水条例(第30~34条)

- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
- 水害に強い地域づくり協議会



お年寄りが避難所まで行けるかあ？
(H24 草津市民によるワークショップ)



まちまるごと
ハザードマップ

水害リスク情報の提供 何があっても命を守る仕組み

- ①不動産取引(土地売買、住宅売買と賃貸等)の時に、地元の水害リスク情報を当事者に知らせる(重要事項説明)を条例に明記。
- ②海外では当然の情報開示だが、日本では滋賀県が最初の条例。
- ③フランスでは過去100年間の洪水被害情報を重要項目として説明。
- ④新住民はかつての洪水被害の経験を知らない。
- ⑤知らずに被害を受けることを避けるための情報開示。
- ⑥宅地・建物取引業協会の協力に感謝

(平成26年9月1日施行)

2031年7月23日 全国知事会から国に、ハザードマップを不動産取引で明示するよう法改正を要望

出典 滋賀県流域政策局提供資料より

令和元年11月27日 東日本大震災復興特別委員会 碧水会 嘉田由紀子



知ろう知らせよう!

水害リスク情報



普段は水害に無縁に見える街ですが・・・



大雨が降ると浸水しました。
(平成25年9月台風18号の際の状況)



この場所の水害リスクは左図のように予測されていました。



大雨が降った場合に想定される浸水深さ

2F軒下までつかる程度	5m
4m	
3m	
1F軒下までつかる程度	2m
1m	
大人の膝までつかる程度	0.5m

この位置

平成26年9月より、宅地建物取引に際し、水害リスク情報を提供することが**努力義務**となります。

洪水は「めったにないこと」ではありません!

※「地先の安全度マップ」では、比較的頻繁におこる雨(10年に1回)での浸水も予測されています。

▼ 水害リスク情報はコチラ(滋賀県防災情報マップ)からご覧いただけます。

<http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html>

水害リスクに応じて、被害を回避・軽減する住まい方を検討しましょう。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
TEL 077-528-4291 FAX 077-528-4904 E-mail ryuiki@pref.shiga.lg.jp

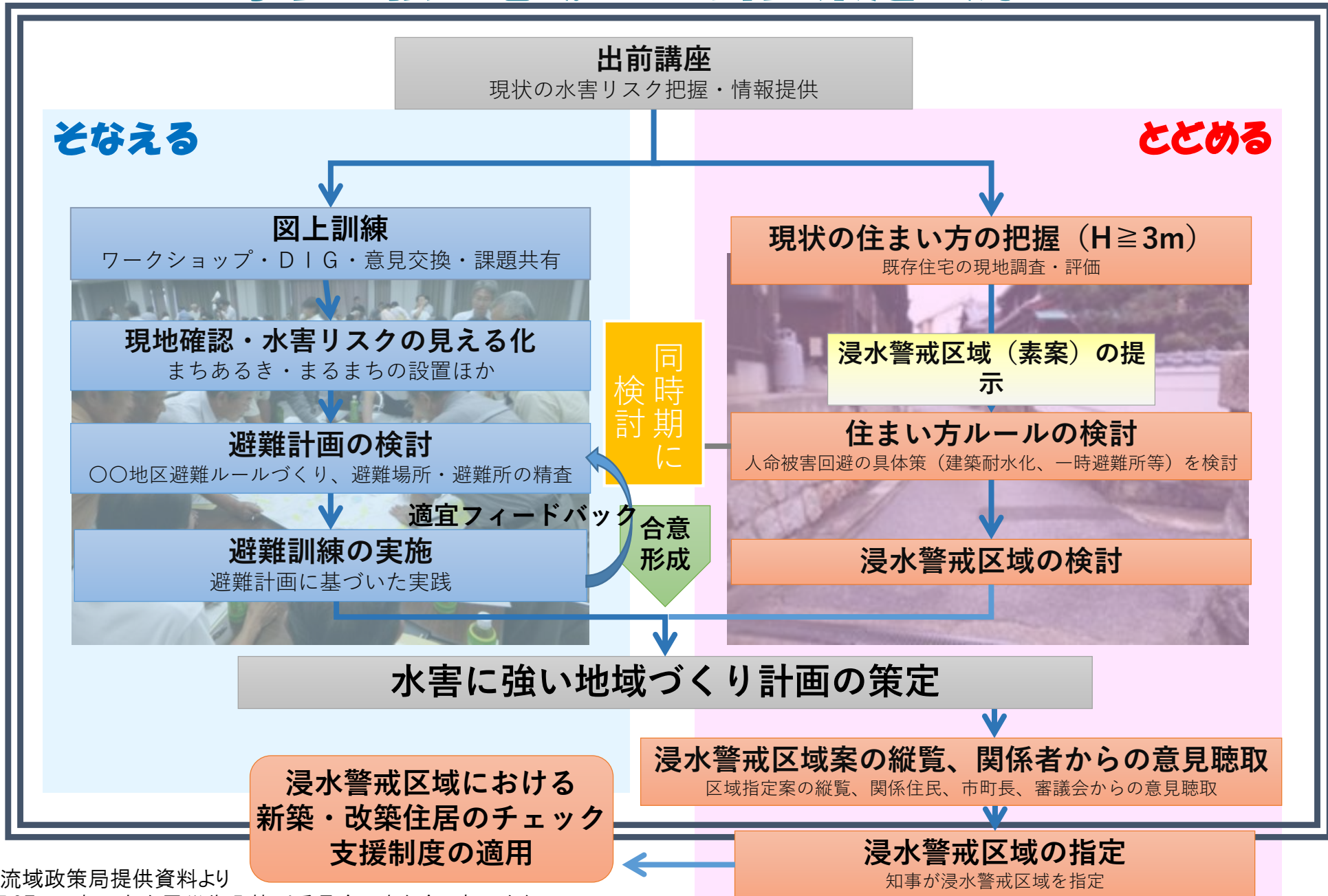
事業者の責務 (事業継続計画 = B C P =)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

水害に強い地域づくり計画策定の流れ



国内の既存事例との比較

